



「営業秘密」の管理の徹底を！！

企業には、企画書、顧客情報等の様々な情報があります。これらの情報が漏えいすると、利益損失はもちろんのこと、**企業としての信頼**を損ない、企業の存続そのものが危ぶまれます。その様なことがないように、情報の管理を徹底してください。

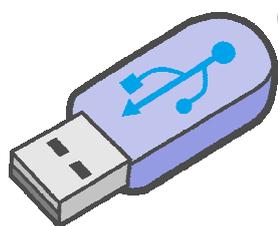
営業秘密とは、技術上又は営業上の秘密であり、

- ① 企業にとって有用であること
- ② 秘密として管理されていること
- ③ 公然と知られていないこと

の3要件が必要となります。



3要件を満たすための情報漏えい対策



○ 物理的・技術的対策

- ・ 情報に近寄りにくくするための対策として、アクセス権の設定、秘密情報を保存したパソコンはインターネットに接続しない
- ・ 情報の持ち出しを困難にするための対策として、私物USBメモリ等の利用・持込禁止

○ 心理的対策

- ・ 情報を持ち出しにくくするための対策として、情報が保管されている部屋のレイアウトを工夫、防犯カメラの設置
- ・ 営業秘密と思わなかったと言わせないための対策として、マル秘の表示、金庫での保管



**「情報が漏えいしているかも。」
と思ったら、直ぐに警察へ相談を！！**

サイバー犯罪（インターネットに関する犯罪）の通報やご相談は・・・

石川県警察本部生活環境課サイバー犯罪対策室



076-225-0110



cyber@police.pref.ishikawa.lg.jp